○新潟県柏崎市建築基準法施行細則

昭和62年1月30日規則第1号

（趣旨）

第１条　この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（確認申請書に添付すべき図書）

第２条　確認申請書には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

⑴　法第3条第2項の規定により法第48条第1項から第14項までの規定の適用を受けない建築物又は法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書の許可を受けた建築物にあっては制限建築物調書(別記第1号様式)

⑵　その他建築主事が必要と認める図書

２　前項の規定は、法第18条第2項の規定による計画通知の場合に準用する。

（完了検査申請書に添えるべき図書）

第２条の２　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行った場合にあっては、同令第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。

２　建築主事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、完了検査に当たって必要と認める図書の提出を求めることができる。

３　前2項の規定は、法第18条第16項の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条」とあるのは、「第7条第2項において読み替えて準用する同令第3条」と読み替えるものとする。

（標識の設置）

第３条　法第 9 条第 13 項の規定による公示は、標識（別記第 2 号様式）を設置して行うものとする。

２　前項の標識を設置した場合は、直ちにその旨を公告するものとする。

（特定建築物の定期報告）

第４条　法第 12 条第 1 項の規定により市長が指定する特定建築物は、別表第 1（ア）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表（イ）欄の当該各項に掲げる規模のもの（政令第 16 条第 1 項で定めるものを除く。）とし、省令第 5 条第 1 項の規定により定める報告の時期は、同表（ア）欄に掲げる用途に供する建築物について、同表（ウ）欄に掲げる報告対象建築物の区分に応じ、同表（エ）欄の当該各項に掲げる年の 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

（特定建築設備等の定期報告）

第５条　法第 12 条第 3 項の規定により、市長が指定する昇降機は、小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも 50 センチメートル以上高いもの（籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）に限る。）とする。

２　法第 12 条第 3 項の規定により市長が指定する昇降機以外の建築設備は、前条又は政令第 16 条第 1 項で指定する建築物に設けられたもので次の各号に掲げるものとする。

⑴　換気設備（法第 28 条第 2 項ただし書及び同条第 3 項の規定により、換気上有効な給気機及び排気機を設けた換気設備並びに中央管理方式の空気調和設備を設けたものに限る。）

⑵　排煙設備（法第 35 条の規定による排煙設備で、排煙機を設けたものに限る。）

⑶　非常用の照明装置（法第 35 条の規定による非常用の照明装置で、予備電源を別置きにしたものに限る。）

３　法第 12 条第 3 項の規定により市長が指定する防火設備は、前条で規定する建築物に設けるもので、随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）とする。

４　省令第 6 条第 1 項又は省令第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定による報告の時期は 1 年ごととし、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。

（建築工事の施工状況の報告）

第６条　法第 12 条第 5 項の規定により、法第 6 条第 1 項の確認済証の交付を受けた建築物の施工者及び工事監理者は、同項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号に掲げる建築物の基礎及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第 4 号に掲げる建築物（法第 5 条の 6 の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎が完了したときは、工事施工状況報告書（別記第 6 号様式）に省令で定める完了検査申請書中の第 4 面を添付し、当該工事が完了した日から 4 日以内に建築主事に提出しなければならない。ただし、第 7 条で指定した建築物は、この限りではない。

（建築物に関する中間検査）

第７条　法第 7 条の 3 第 1 項に規定する区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模並びに特定工程及び同条第 6 項による特定工程後の工程は、市長が指定し、その旨を公告する。

（し尿浄化槽の性能に係る区域指定）

第８条　政令第 32 条第 1 項の表の規定による市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、本市全域とする。ただし、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する処理区域に予定されている区域で市長が衛生上支障がないと認める区域はこの限りでない。

（多雪区域の指定）

第９条　政令第 86 条第 2 項ただし書の規定により本市全域を多雪区域として指定する。

２　本市における積雪の単位重量は、積雪量 1 センチメートルごとに 1 平方メートルにつき 30 ニュートン以上とする。

（垂直積雪量の指定）

第 10 条　政令第 86 条第 3 項の規定により市長が定める垂直積雪量は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

（道路の位置の指定の申請）

第 11 条　省令第 9 条の規定により提出する道路の位置の指定の申請は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（別記第 7 号様式正本）及び道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（別記第 7 号様式副本）によらなければならない。

２　市長は、前項の申請に基づいて道路の位置を指定したときは、申請者に通知するとともに、その旨を公告するものとする。

３　指定された道路の位置を変更し、又は廃止するときは、前２項の規定を準用する。

（道路の位置の表示）

第 12 条　前条の規定により指定（変更も含む。）を受けた道路の位置は、申請者においてコンクリート等耐久性のある標杭でこれを表示するよう努めなければならない。ただし、側溝、縁石等によりその位置が明らかなものは、この限りでない。

第 13 条　削除

（道の指定）

第 14 条　法第 42 条第２項の規定により市長が指定する道は、幅員 1.8 メートル以上４メートル未満のものとする。

（水平距離の指定の申請）

第 15 条　法第 42 条第３項の規定により水平距離の指定を受けようとする者は、水平距離の指定申請書（別記第８号様式正本）及び水平距離の指定通知書（別記第８号様式副本）に、省令第９条に規定する図書及び承諾書を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請に基づいて水平距離の指定をしたときは、水平距離の指定通知書により、申請者に通知するとともに、その旨を公告するものとする。

（角敷地の指定）

第 16 条　法第 53 条第３項第２号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号の一に該当するものとする。

⑴　各道路の幅員が４メートル以上であってその内角が 120 度以下の２道路よりなる角敷地で、その道路に接する部分の長さの和が敷地周囲の３分の１以上のもの

⑵　各道路の幅員が４メートル以上の２道路の間にある敷地で、その道路に接する部分の長さの和が敷地周囲の４分の１以上のもの

⑶　公園、広場、海、川（河川区域の水平距離が４メートル以上のものに限る。）その他これらに類するものに前２号に準じて接するもの

（歩廊、渡り廊下その他これに類する建築物の部分の指定）

第 17 条　政令第 130 条の 12 第５号の規定により、市長が定める建築物の部分は次の各号に掲げるものとする。

⑴　雨よけ又は雪よけのため、道路に沿って設けられ、一般歩行者の通行の利便に供することを目的とする歩廊で、次に掲げる要件に該当するもの

ア　敷地の前面道路（前面道路が 2 以上あるときは、そのうちの 1 以上の前面道路）に接する部分の全長にわたって設けられること。

イ　階数は 1 とし、側壁を有しないこと。

ウ　歩廊の幅員は、3 メートル以下であること。

⑵　道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物（以下「通路」という。）に接続する部分（通行又は運搬の用に供するものに限る。）で当該通路と同等の幅員及び高さを有するもの

（許可申請等）

第 18 条　法の規定により許可を受けようとする者は、省令で定める許可申請書の正本及び副本に省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、断面図、申請理由書及びその他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2　法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書による許可を申請する場合は、前項に規定する図書のほか、制限建築物調書（別記第 1 号様式）を添付しなければならない。

3　法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可を申請する場合は、第 1 項に規定する図書のほか、省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2 に掲げる日影図を添付しなければならない。

4　市長は、特に必要と認めるときは、前 3 項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

5　市長は、第 1 項から第 3 項までの申請に対して許可したときは、許可通知書により申請者に通知するものとする。

（認定申請）

第 19 条　法又は政令の規定により認定を受けようとする者は、省令で定める認定申請書の正本及び副本に省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び申請理由書を添えて市長に提出しなければならない。

2　市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

３　市長は、第 1 項の申請に対して認定したときは、認定通知書により申請者に通知するものとする。

（取下届）

第 20 条　法、政令、省令及びこの規則に規定する申請書又は届出書を提出した者が、許可、認定、指定又は確認を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（別記第 9 号様式）を市長又は建築主事に提出しなければならない。

（工事等の取りやめ届）

第 21 条　許可、認定又は確認（法第 18 条第 3 項の通知を含む。以下「許可等」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は当該建築物等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（別記第 10 号様式）により市長又は建築主事に届け出なければならない。

（名義の変更等）

第 22 条　許可等を受けた建築主等は、当該建築物等の工事完了前に建築主等、工事監理者又は工事施工者の名義を変更したときは、速やかに名義変更等届出書（別記第 11 号様式）により市長又は建築主事に届け出なければならない。

２　建築主等は、確認申請書（法第 18 条第 2 項の通知を含む。）を提出する際に、工事監理者又は工事施工者が未定の場合においては、当該工事着手前にこれを決定し、名義変更等届出書により建築主事に届け出なければならない。

（図書の閲覧申請）

第 23 条　省令第 11 条の 4 第 1 項の規定による図書を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧請求書（別記様式第 12 号）に必要な事項を記入のうえ市長の承諾を得なければならない。

（図書の閲覧場所）

第 24 条　省令第 11 条の 4 第 3 項の規定による閲覧場所は、都市整備部建築住宅課とする。

（図書の閲覧時間）

第 25 条　閲覧場所における図書の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

２　閲覧場所の定期休日は、新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日とする。

３　市長は、図書の整理等のため必要と認めた場合は、臨時に休日を定め、又は第 1 項の規定にかかわらず閲覧時間を変更することができる。

４　前項の規定により臨時に休日を定め、又は閲覧時間を変更する場合は、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

（閲覧の停止又は禁止）

第 26 条　市長は、次の各号の一に該当する者に対し、図書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

⑴　この規則又は係員の指示に従わない者

⑵　図書を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

⑶　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

⑷　建築物又は工作物を特定しない者。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（不服の申立て）

第 27 条　法第 94 条第 1 項の規定により不服の申立てをしようとする者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条の規定により、審査請求書を柏崎市建築審査会に提出しなければならない。

（その他）

第 28 条　この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令の施行に関し必要な事項は、市長又は建築主事が別に定める。

附　則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 62 年 12 月 7 日規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年 2 月 17 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年 10 月 4 日規則第 36 号）

この規則は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 4 年 6 月 26 日規則第 21 号抄）

1　この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附　則（平成4年7月31日規則第31号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附　則（平成5年6月23日規則第23号）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第1号及び別表第2の規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域については、この規則の施行の日から改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、改正前の第6条第1項第1号及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成6年3月28日規則第8号）

1　この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2　改正前の新潟県柏崎市建築基準法施行細則で定めた様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成11年4月30日規則第51号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成12年3月30日規則第30号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成12年5月30日規則第54号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附　則（平成14年2月27日規則第23号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附　則（平成15年3月19日規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成16年3月22日規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則（平成16年12月29日規則第67号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附　則（平成21年1月7日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、平成21年2月1日から施行する。

附　則（平成28年3月25日規則第53号）

（施行期日）

1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成28年5月31日規則第77号）

（施行期日）

1　この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

2　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第1項で規定する建築物であって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に現に存するもの（施行日前に改正前の第4条の規定の適用を受けていたものを除く。）に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による報告に対する改正後の新潟県柏崎市建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第4条の規定の適用については、平成28年12月28日までの間は、同項中「4月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から12月28日まで」とする。

3　前項で規定する建築物に設ける新規則第5条第2項各号に掲げる建築設備に関する法第12条第3項の規定による報告に対する新規則第5条第4項の規定の適用については、平成28年11月30日までの間は、同条中「1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」とあるのは、「平成28年6月1日から同年12月28日まで」とする。

4　防火設備（施行日に現に存するもの又は施行日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項(いずれも法第 87 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する法第 12 条第 3 項の規定による報告に対する新規則第 5 条第 4 項の規定の適用については、平成 31 年 5 月 31 日までの間は、同条中「1 年ごととし、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」とあるのは、「平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで」とする。

附　則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 32 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 30 年 3 月 26 日規則第 25 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 6 月 5 日規則第 5 号）

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条の規定の施行の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

	（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）
	用途	規模	報告対象建築物	報告の時期
⑴	劇場、映画館又は演芸場	A≧200、F≧3 又は主階が 1 階にないもの	（イ）欄に掲げる規模のもの及び政令第 16 条第 1 項で定めるもの	昭和 62 年を初年とし、以後翌年から起算して 2 年目ごとの年
⑵	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	A≧200 又はF≧3	〃	〃
⑶	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	A≧300 又はF≧3	〃	昭和 64 年を初年とし、以後翌年から起算して 3 年目ごとの年
⑷	旅館又はホテル	A≧1,500、かつ、F≧3	（イ）欄に掲げる規模のもの	昭和 62 年を初年とし、以後毎年
⑸	旅館又はホテル	A＜1,500、かつ、F≧3	〃	昭和 63 年を初年とし、以後翌年から起算して 2 年目ごとの年
⑹	旅館又はホテル	A≧300、かつ、F≧2（（4）又は（5）の項に掲げるものを除く。）	（イ）欄に掲げる規模のもの及び政令第 16 条第 1 項で定めるもの（（4）又は（5）の項に掲げるものを除く。）	昭和 62 年を初年とし、以後翌年から起算して 3 年目ごとの年
⑺	下宿、共同住宅又は寄宿舎	F≧3 又はA≧300、かつ、F≧2	（イ）欄に掲げる規模のもの及び政令第 16 条第 1 項で定めるもの	〃
⑻	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	A≧2,000 又はF≧3	〃	昭和 63 年を初年とし、以後翌年から起算して 3 年目ごとの年
⑼	百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、	A≧2,000、かつ、F≧3	（イ）欄に掲げる規模のもの	昭和 62 年を初年とし、以後毎年

	料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗			
⑽	百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	A＜2,000、かつ、F≧3	〃	昭和62年を初年とし、以後翌年から起算して2年目ごとの年
⑾	百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	A≧500、かつ、F≧2（（9）又は（10）の項に掲げるものを除く。）	（イ）欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの（（9）又は（10）の項に掲げるものを除く。）	昭和63年を初年とし、以後翌年から起算して3年目ごとの年
⑿	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	A≧300又はF≧3	（イ）欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	昭和62年を初年とし、以後翌年から起算して2年目ごとの年

⑴　この表において、Aは、（ア）欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計を表すものとする（単位　平方メートル。）

⑵　この表において、F≧2とは、（ア）欄に掲げる用途に供する部分が2階以上の階にあり、かつ、2階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。

⑶　この表において、F≧3とは、（ア）欄に掲げる用途に供する部分が3階以上の階にあり、かつ、3階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。

別表第２（第 10 条関係）

区　　域			垂直積雪量
西山町地域及び高柳町地域を除く区域	平野部	旧西山町及び旧高柳町を除く区域における中間部、山間部以外の区域	130ｃｍ
	中間部	大字矢田、大字小黒須、大字飯塚、大字五十土、大字成沢、大字曽地、大字曽地新田、大字花田、大字吉井、大字上条、大字宮之窪、大字山口、大字佐水、大字芋川、大字古町、大字小田山新田	170ｃｍ
		大字谷根	200ｃｍ
		大字宮平、大字与板、大字加納、大字善根、大字森近、大字大沢、大字石曽根、大字山室、大字久米、大字水上、大字細越、大字野田、大字宮川新田、大字木沢、大字田屋、大字南条、大字本条、大字北条、大字東条、大字小島、大字山澗、大字旧広田、大字大広田、大字西長鳥、大字東長鳥、大字吉井黒川	250ｃｍ
	山間部	大字女谷、大字折居、大字市野新田、大字清水谷、大字谷川新田	300ｃｍ
西山町地域	海岸部	西山町石地、西山町尾町、西山町大津、西山町大崎、西山町甲田、西山町浜忠	100ｃｍ
	山間部	西山町坂田、西山町二田、西山町鬼王、西山町黒部、西山町長嶺、西山町後谷、西山町西山、西山町和田、西山町新保、西山町五日市、西山町内方、西山町大坪、西山町北野、西山町妙法寺、西山町中央台、西山町緑が丘、西山町田沢、西山町藤掛、西山町池浦、西山町礼拝、西山町鎌田、西山町下山田、西山町伊毛、西山町上山田、西山町尾野内、西山町灰爪、西山町別山	170ｃｍ
高柳町地域	全域		350ｃｍ

第１号様式（第２条、第18条関係）

制　限　建　築　物　調　書

年　　月　　日

1　申　請　者	住　所					
	氏　名					㊞
2　建築物所在地				4　用途地域		
3　主　要　用　途				5　その他の地域・地区		
6　基準時又は許可時年月日	年　　月　　日					
	ア 基準時又は許可時	イ 現在	ウ 本申請による増減	エ 合計 イ±ウ	オ 増減率 エ／ア	
7　敷地面積						
8　建築面積						
9　制限の適用を受けるもの (1) 制限を受ける部分の床面積の合計						
(2) その他の部分の床面積の合計						
(3) 合計 (1) ± (2)						
(4) 機械台数（台）						
(5) 動力数（kw）						
(6) 危険物の数量						
10　危険物の種類と数量	種類		最大貯蔵量（貯蔵方法）		最大処理量	
11　原料の種類			12　製品名と生産数量			
13　機械設備	ア 機械の種類	イ 使用目的	ウ 動力数（容量）	エ 台数	オ 動力数小計	
			kw／台			
14　作業内容						
	作業時間	時　～　　時		従業員数	人	

（注意）1　13欄のアは、既設、新設の別がわかるように記入すること。

2　10欄から14欄まで欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添えること。ふう

3　10欄及び13欄は、制限の適用を受けないものについても記入すること。

第２号様式（第３条関係）

標　　識（原則として木版とする。）

60センチメートル

45センチメートル

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の
氏　　名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第九条に基づき　　を命じたものである。

年　　月　　日

柏崎市長

（注意）

一　この標識は、建築基準法第九条第十三項の規定に基づき設置したものである。

二　この標識を損壊した者は、公文書き棄罪で罰せられることがある。

三　水道
電気
ガス
の供給を保留するよう水道
電気
ガス事業者に通知した。

第６号様式（第６条関係）

工 事 施 工 状 況 報 告 書

年　　月　　日

建築主事　　様

報告者　【工事監理者】資格（　　）建築士　登録　第　　号
氏　　名　　㊞
建築士事務所名
（　）建築士事務所（　）知事登録（　）号
所在地　〒
電話番号
【工事施工者】氏　　名　　㊞
営業所名
建設業許可（　　）登録　第　　号
所在地　〒
電話番号

建築基準法施行細則第6条の規定により工事施工状況を報告します。

【1建築主】	住所　〒 氏名　　電話番号
【2敷地の地名地番】	
【3確認済証交付年月日番号】	当初確認　　年　　月　　日　　第　　号 最終変更　　年　　月　　日　　第　　号
【4確認済証交付者】	
【5工事完了工程】	工程名 工程終了年月日　　年　　月　　日
【6前回報告以降に軽微な変更】概要	
※受付欄	

（注意）　1　※印のある欄は記入しないこと。
2　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（混構造を含む）の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートルを超える建築物の鉄骨工事に係る報告は、別紙施工状況報告書追加書類を添付すること。
3　添付図書の工事監理の状況の報告は、前回の報告文を含め記載すること。

（添付書類）　1　省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面

正 本

道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

申請者　住　所
氏　名　　㊞
電話　　―

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実に相違ありません。

築造主	住　所	
	氏　名	電話　―
代理者	住　所	
	氏　名	電話　―
図面作成者	住　所	
	氏　名	電話　―

指定（変更・廃止）を受けようとする道路	形態		ア 通り抜け道路　イ 袋路状道路　ウ 自動車の転回広場付道路		
	道路	図面上の符号	幅員	長さ	関係地名地番
	自動車の転回広場部分	図面上の符号	面積		関係地名地番

接続道路の指定年月日・番号	年　月　日 第　　号	変更・廃止する道路の指定年月日・番号	年　月　日 第　　号
申請理由			
道路の標示方法			
工事完了日			

※受付欄	※処理事項	※指定（変更・廃止）番号欄
		年　月　日 第　　号
		※告示番号欄
		年　月　日 第　　号

（注意）※印のある欄は記入しないこと。

第７号様式（第 11 条関係）

副 本

道路の位置の指定（変更・廃止）通知書

第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

柏崎市長　　㊞

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）をしたので通知します。

築造主	住　所	
	氏　名	電話　　―
代理者	住　所	
	氏　名	電話　　―
図面作成者	住　所	
	氏　名	電話　　―

指定（変更・廃止）道路	形態		ア 通り抜け道路　イ 袋路状道路　ウ 自動車の転回広場付道路		
	道路	図面上の符号	幅員	長さ	関係地名地番
	自動車の転回広場部分	図面上の符号	面積		関係地名地番
工事完了日			年　　月　　日		

※ 備 考

（注意）※印のある欄は記入しないこと。

第 8 号様式（第 15 条関係）

正 本

水 平 距 離 の 指 定 通 知 書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

申請者　住　所

氏　名　　㊞

電話　　―

建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定を受けたいので申請します。

1　代 理 者 住 所 氏 名	電話　　―
2　図面作成者住所氏名	電話　　―
3　築　造　年　月　日	年　　月　　日

4 申請道路	図面上の符号	水平距離（幅員）	長　さ	関係敷地地名地番

5　特　記　事　項	

※　受　付　欄	※　処　理　事　項	※　指定番号欄
		年　月　日 第　　号
		※　告　示　欄
		年　月　日 第　　号

（注意）記入については、副本の欄外の注意事項をよく読んでください。

第 8 号様式（第 15 条関係）

副 本

水 平 距 離 の 指 定 通 知 書

住　所

氏　名　　様

建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定をしたので通知します。

年　　月　　日

柏崎市長　　㊞

1　指　定　番　号			第　　号	
2　代 理 者 住 所 氏 名			電話　　―	
3　図面作成者住所氏名			電話　　―	
4 申請道路	図面上の符号	水平距離（幅員）	長　さ	関 係 敷 地 地 名 地 番

※備考

（注意）1　※印のある欄は、記入しないこと。

2　正本の3欄の築造年月日が不明の場合は、記入しなくても差し支えない。

3　正本の5欄の特記事項には、特に周囲の建築物の態様について記入すること。

第９号様式（第 20 条関係）

取　　下　　届

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築主事　　様

申請者　住所

氏名　　㊞

下記の申請は、都合により取り下げたいので、新潟県柏崎市建築基準法施行細則第２０条の規定により届け出ます。

１　申請書提出年月日及び受理番号	年　　月　　日　　第　　号
２　敷地の地名地番	
３　建築物等の用途	
※　受付欄	※　処理事項

（注意）１　※印のある欄は、記入しないこと。

２　許可申請に係る申請取下げの場合は市長あてに、確認申請に係る申請取下げの場合は、建築主事あてに提出すること。

第 10 号様式（第 21 条関係）

工　事　取　り　や　め　届

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築主事　　様

申請者　住所

氏名

㊞

下記の工事を取りやめたいので、新潟県柏崎市建築基準法施行細則第21条の規定により、届け

1 許可、確認又は通知の年月日・番号	年　月　日 許可・確認・通知　第　　号	
2 敷地の地名地番		
3 建築物等の用途		
4 取りやめの内容		
5 取りやめの理由		
※　受付欄	※　処理事	※　台帳記入欄
		年　月　日
		記入者印

（注意）1　※印のある欄は、記入しないこと。

2　許可申請に係る工事取りやめの場合は市長あてに、確認申請に係る工事取りやめの場合は、建築主事あてに提出すること。

3　4欄の取りやめの内容には、建築物にあっては建築面積及び床面積を、昇降機、建築設備又は工作物にあってはその数量等を記入すること。

第 11 号様式（第 22 条関係）

名　義　変　更　等　届　出　書

年　　月　　日

柏崎市長　　様
建築主事　　様

届出者　　住　所　〒
（確認を受けた者）氏　名　　㊞
電話番号

新潟県柏崎市建築基準法施行細則第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可、確認又は通知の年月日・番号		年　　月　　日　許可・確認・通知第　　号
2	確認済証交付者		
3	敷地の地名地番		
4 変更（届出）事項	建築主 設置者 築造主	新	住所　〒 氏名
		旧	住所　〒 氏名
	工事監理者	新	氏名　　資格（　　）建築士　登録第　　号 建築士事務所名　　電話番号 （　　）建築士事務所　　（　　）知事　登録第　　号 所在地　〒
		旧	氏名　　資格（　　）建築士　登録第　　号 建築士事務所名　　電話番号 （　　）建築士事務所　　（　　）知事　登録第　　号 所在地　〒
	施工者	新	氏名 営業所名　　建設業許可（　　）登録第　　号 所在地　〒　　電話番号
		旧	氏名 営業所名　　建設業許可（　　）登録第　　号 所在地　〒　　電話番号
変更理由			

※受付欄	※処理事項	※台帳記入欄	
		年　　月　　日	
		記入者印	

（注意）1　※印のある欄は、記入しないこと。
2　1欄は、計画変更の確認を受けている場合は計画変更後の確認について記入する。
3　4欄は変更した部分のみ記入する。
4　確認申請等を提出した後、工事監理者又は工事施工者を決定した場合は、工事監理者又は工事施工者を4欄の「新」欄に記入し、「旧」欄には「未定」と記入する。

第 12 号様式（第 23 条関係）

概 要 書 等 閲 覧 請 求 書

<table>
<tr><td rowspan="2">1　閲　覧　者</td><td>住　所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td>2　閲　覧　目　的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>3　建築主又は築造主の住所及び氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>4　敷　地　の　位　置</td><td colspan="4">柏　崎　市</td></tr>
<tr><td>5　確認済証交付者</td><td></td><td>6　確認済証の交付年月日及び番号</td><td colspan="2">年　月　日
第　　号</td></tr>
<tr><td>7　用　　途</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>8　建築物又は工作物の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">備考</td></tr>
</table>

（注意）　1　5欄から7欄までは、不明の場合は記入しないでよい。
2　6欄は、計画変更の確認を受けている場合は計画変更後の確認について記入すること。
3　8欄の建築物又は工作物の概要は、工事種別、構造、面積、階数、高さ、長さ等を記入すること。
4　閲覧内容をダイレクトメール及び営業目的として利用しないこと。
5　閲覧する確認済証番号を記入すること。